

京都市駐車場条例における付置駐車施設の設置に係る運用基準

平成23年4月27日 決定

平成24年3月30日 一部改正

平成26年3月31日 一部改正

(目的)

京都市駐車場条例（昭和35年4月1日条例第15号。以下「条例」という。）の取扱いについて、条例及び規則に規定されているもののほか、条例の趣旨を踏まえ、必要な事項を定めることを目的とする。

(付置義務台数計算における端数の取扱い)

第1条 条例第23条、第24条、第26条の2、第29条の2及び第29条の3の規定により付置しなければならない駐車施設の規模を算定するにあたり、算出の過程において、数値に小数点以下の端数が生ずるときは、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる位を四捨五入するものとする。

- (1) 台数の計算を行って得た数値 小数点第1位
- (2) 延べ面積の計算を行って得た数値 小数点第3位

(駐車施設の規模の特例)

第2条 条例第26条の2第1項及び第29条の3第1項に規定する公共交通利用促進措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公共交通利用者への割引サービスや特典の付与
- (2) 公共交通利用者への運賃の補助
- (3) 公共交通利用者への商品配送サービス
- (4) 公共交通利用促進についての広報の実施
- (5) 鉄道駅への地下通路等の接続
- (6) 駅への施設専用バスによる送迎
- (7) 建築物への自動車による通勤の禁止
- (8) 建築物内における公共交通機関の位置情報提供システムの導入
- (9) その他公共交通利用促進に資すると認められるもの

2 条例施行規則第19条の2に規定する建築物の所有者及び管理者は、自動車の利用を

抑制するように努めなければならない。

(付置駐車施設の構造)

第3条 付置駐車施設の構造は、次の各号に掲げる基準に適合するよう努めなければならない。

- (1) 駐車場法施行令第7条、第8条、第9条、第12条及び第14条に規定する基準を満たすものであること。
- (2) 付置駐車施設の駐車部分を縦列に設置するときは、当該駐車部分の前方又は後方に2メートル以上の空地を設けること。この場合において、前方及び後方とは自動車を縦列に駐車した時の前方及び後方をいう。
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設を設置するときは、道路と当該駐車施設の間に幅5メートル、長さ5メートル以上の空地を設けること。
- (4) 自動二輪車の付置駐車施設は、平坦な場所に設置するなど、自動二輪車が転倒しないよう配慮すること。
- (5) 自動二輪車の付置駐車施設は看板の設置その他の方法により、自動二輪車の駐車部分であることを明示すること。

(適用除外等の条例に関する申出等)

第4条 駐車施設の付置を要しない建築物に該当するか否かの判定等、条例に関する質疑に当たっては、建築物の新築または増築等を行おうとする者から、別紙の京都市駐車場条例に関する事前協議票により協議を申出することができる。

2 施行規則第16条に定める駐車施設の付置を要しない建築物について、以下のとおりの取扱いとする。

鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設は、国土交通省による工事施工の認可を受けた鉄道事業の用に供する施設であるが、鉄道利用者の利便の増進を目的とする店舗などの利便施設は含まない。(ただし、改札口内の店舗等は除く)また、鉄道施設の変更が行われた場合も、同様とする。

京都市駐車場条例に関する事前協議票					
				年 月 日	
申請人 住 所 (所在地)					
氏 名 (名 称)					
(代 表 者)					
電 話					
協 議 の 理 由					
建 築 物	敷 地	地名地番			
		用途地域	駐車場整備地区の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	名	称	階 数	地上階 地下階	
	工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更	延 べ 面 積	平方メートル	
	近 隣 の 駅 名		駅からの距離	メートル	
	提出図書 (○を記入)	建築物	協議書類の例 付置義務駐車場台数算定書・案内図・付近見取図・配置図 各階平面図・立面図・断面図・建物登記簿・土地登記簿・写真 前確認申請時駐車場調書(写)・その他()		
		隔地 駐車場	協議書類の例 案内図・付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図 建物登記簿・土地登記簿・契約書(写)・写真・その他()		
その他		協議書類の例 陳述書・表示板(案)・その他()			
協 議 の 結 果					
※申請番号			※受付年月日		

注 駐車場条例に基づく承認申請及び設置届出等の事前に提出することができますが、協議の内容によっては、計画に変更が生ずる場合が考えられますので、早めに提出してください。